

後期高齢者医療制度の配慮措置

(対象者：75歳以上の2割負担者)

事務局より

【概要】

- 令和4年10月1日から、75歳以上の方で一定以上の所得のある方は、医療費の窓口負担割合が2割になっています（現役並み所得者を除きます）。
- 令和4年10月1日から令和7年9月30日までは、1割負担の時と比較して、負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置があります（入院の医療費は対象外です）。
- 配慮措置では、「負担増加額が3,000円を超えた場合に窓口負担額が少なくなる場合」と、「複数の医療機関を受診しているケースでは、後から後期高齢者医療広域連合より口座に振り込まれる場合」とがあります。

【今回の配慮措置の仕組みと本会の療養補助】(具体例)

病院名	受診日	保険点数	窓口支払額
A病院	10月1日	2,000点	4,000円
B病院	10月11日	2,500点	5,000円
C病院	10月21日	4,000点	7,000円
合計		8,500点	16,000円

- 1 病院窓口支払額への配慮措置（窓口減額）
C病院では、窓口支払額8,000円に対し、1,000円の配慮措置があります。
- 2 複数病院の合計支払額への配慮措置（還付）
A・B・C病院の合計支払額16,000円に対し、4,500円の配慮措置があります。
(4か月以降に後期高齢者医療広域連合から口座に振り込まれる)
- 3 本会の補助は上記2により、11,500円を計算の対象としています。

会員及びご家族の皆様へ
こんなときは事務局へご連絡ください

特にご留意
ください

- 1 登録してある金融口座を変更する、あるいは銀行や支店の名称が変わったとき
→金融機関名・支店名・口座番号・名義人（会員）の4点を封書かファックスですぐにお知らせください。（書式不問）
- 2 会員が亡くなられたとき
→電話連絡で結構です。弔慰金給付の案内をお送りします。
- 3 転居・町名変更で、住所や電話番号が変わったとき
→はがき・封書かファックスでお知らせください。
- 4 3級以上の「身体障害者手帳」、「特定医療費受給者証」の交付、その他公費補助の通知を受けたとき
→本会への請求時に、該当する文書のコピーを同封してください。